

## 第 11 回松本市新型コロナウイルス感染症対策本部会議の結果について

(令和 2 年 5 月 27 日午前 10 時 00 分～)

### 1 6 月 1 日以降の本市の事務事業執行方針（案）について

次のとおり決定しました。

#### (1) 対応方針

ア 令和 2 年 6 月 1 日以降の事務事業の執行にあたっては、「新しい生活様式」を踏まえたうえで、再開していく。

イ 自粛要請等により疲弊している地域経済や日常生活の再生に向けた取組みを進めていく。

ウ ただし、今後公表される長野県の対応方針が本市の内容と大きく異なる場合は、方針を再検討する。なお、再度感染が拡大し、県内に緊急事態宣言が発出された場合、又は松本圏域の感染警戒レベルが「2」以上になった場合は、感染対策の強化を優先し、臨機応変に対応を行うものとする。

#### (2) 感染の第 2 波に対する備えについて

新型コロナウイルス感染の第 2 波に備えた体制づくりや、必要な物資の購入及び備蓄等について、対策を講じるものとする。

### 2 6 月 1 日以降の本市の方針に対する各部会からの意見報告について

専門者会議各部会（医療福祉、子ども教育、経済観光）の担当部長から、6 月 1 日以降の本市の方針に対する意見等について、資料のとおり報告がありました。

### 3 小中学校の対応について

教育部から、資料のとおり報告がありました。

(一部抜粋)

6 月 1 日（月）～ 6 月 5 日（金）	短縮日課全校登校（給食あり）
6 月 8 日（月）～	全 校 登 校（給食あり）

### 4 6 月 1 日以降の市有施設、イベント及び会議の対応（案）について

資料のとおり対応することを決定しました。

#### (1) 市有施設の対応について

別紙「各施設の対応（案）」、別冊 2「市有施設開館・休館一覧」のとおり

#### (2) イベント及び会議の対応について

ア 全市的なイベント等

期 間	屋 内	屋 外
6 月 18 日まで	100 人又は収容率 50%以内	200 人
6 月 19 日以降	1,000 人又は収容率 50%以内	1,000 人
7 月 10 日以降	5,000 人又は収容率 50%以内	5,000 人

8月1日以降	人数上限は撤廃 収容率50%以内	人数上限は撤廃
--------	---------------------	---------

#### イ 地区の範囲で実施する事業

期 間	屋 内	屋 外
6月18日まで	100人または収容率50%以内	200人
6月19日以降	人数上限は撤廃	人数上限は撤廃

(注) 収容率と人数上限のどちらか小さい方を限度とする。

※特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可。

#### ウ 全国的なイベント

国・県の対応方針に基づくものとし、個別に判断する。

※長野県が今後定める基準と異なる場合は、県に準ずるものとする。

### 5 庁内対策チームの状況報告について

危機管理部長から、資料のとおり報告がありました。

### 6 各部局からの報告について

各部局から、次のことについて資料のとおり報告がありました。

#### (1) 「新型コロナウイルス感染症対策支援寄附金」について

各種団体等から、新型コロナウイルス感染症対策に役立ててほしいとの寄附の申出が多くあったことから、「新型コロナウイルス感染症対策支援寄附金」を創設したことが報告されました。寄附実績：6団体 12,500,000円（5月25日現在）

#### (2) 特別定額給付金申請書点検業務応援の協力について

特別定額給付金について、市民の皆様からの早期支給の要望に応じられるよう、引き続き、全庁体制での取組むことを確認しました。（期間：6月1日～6月13日）

#### (3) 「新しい生活様式」を踏まえたサービスについて

国の「新しい生活様式」を踏まえた、職員の出張及び働き方等に対する方針について報告がありました。

県内出張：平時同様、可能。

県外出張：真に必要な場合は、可能。 ※真に必要な場合については資料のとおり時差出勤、テレワーク・サテライトオフィス（四賀支所・梓川支所・波田公民館）、週休日の振替え、年次有給休暇の取得の制度を推進する。

#### (4) 地域経済再生に向けた飲食店の利用について

自粛要請等により疲弊している地域経済の再生には、景気回復へ動き始める必要があることから、新型コロナ対策を講じている飲食店や、県が実施する「新型コロナ対策推進宣言の店」などの利用に努めること等が確認されました。

以上